

定款 変更(案) 新旧対照表

旧	新	
第5章 役員等		
(役員を設置)		
第19条 本会に、次の役員を置く。		
(1) 理事 40名～50名以内		
(2) 監事 2名以内		
2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とし、	2 理事のうち1名を会長、 <u>5名以内</u> を副会長とし、	変更
20名以内を常任理事とする。	20名以内を常任理事とする。	
また、1名を専務理事とすることができる。	また、1名を専務理事とすることができる。	
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、		
副会長及び専務理事をもって同法第91条		
第1項第2号に規定する業務執行理事とする。		
	6 この規定は、令和3年6月8日から適用する。	追記